

●文中の「SC」はサービスセンターの略

申請は  
お忘れなく！



## 自己負担分が軽減される 福祉医療費受給者証

①または②に該当するかたは、申請すると福祉医療費受給者証が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証を提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。申請時には、加入している健康保険証や所得などを確認します。

### ①子どもの福祉医療制度の対象

- 0・1歳 全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり
- 2～6歳 入院は全員に助成します。通院は所得制限あり
- 小・中学生 入院・通院ともに所得制限あり

\*お子さんが1歳以上で市(区町村)民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いいただきます。医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1千円が上限です。

### ■ひとり親家庭、父母がいない家庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭

18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。所得制限があります。お子さんが就職などで、社会保険本人(※)になると該当しません

②障がい児者の福祉医療制度の対象  
■重度障がい児(者) 身体障害者手帳1～3級か療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人(※)は所得制限があります

■高齢身体障がい者 65歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた。所得制限があります。社会保険本人(※)は該当しません  
※秋田市国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度以外の健康保険の被保険者のこと。

### ◆所得制限基準額 (扶養人数ごとの基準額)

- 【乳幼児】  
0人 460万円 1人 498万円  
2人 536万円 3人 574万円
- 【小・中学生】  
0人 267万2千円 1人 305万2千円  
2人 343万2千円 3人 381万2千円

\*ひとり親家庭などの児童、重度心身障がい児(者)および高齢身体障がい者の所得制限における各種控除額と所得制限基準額は、これらと異なります。

### 申請窓口

①子どもの福祉医療制度  
子ども総務課(市役所2階)

☎(888)5691

FAX(888)5693

②障がい児(者)の福祉医療制度

障がい福祉課(市役所1階)

☎(888)5663

FAX(888)5664

\*福祉医療制度の申請は、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SCでも受け付けています。

### お早めに!

## 高齢者用肺炎球菌 ワクチンの予防接種

高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種することで、肺炎の予防や重症化を防ぐ効果があるとされています。今年度の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種の助成は、来年3月31日(火)までです。

### 対象

秋田市に住民登録があり、次の①か②に該当するかた。対象となるかたには、今年の4月中旬にお知らせのがきをお送りしています。はがきが届いたかたでも、今までこのワクチンを接種したことがあるかたは対象外です。

① 来年3月31日(火)時点で、70・75・80・85・90・95歳のかたおよび100歳以上のかた

② 接種日に60～64歳で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかた

### 接種期間

接種期限は来年3月31日(火)。今年度対象のかたは、来年度以降助成の対象となりませんのでご注意ください

ください。

### 接種料金(自己負担額)

接種料金は医療機関により異なりますので、直接医療機関にお問い合わせください。

■課税世帯のかた：医療機関が定める接種料金から市助成額(5千72円)を差し引いた額

■非課税世帯のかた：医療機関が定める接種料金から市助成額(6千72円)を差し引いた額

■生活保護受給者：無料

### 接種できる医療機関

市と契約した市内の医療機関。予約が必要な場合もありますので、直接医療機関へお問い合わせください。

### 持ち物

4月中旬にお送りしたお知らせのがきに記載してありますのでご確認ください。はがきを紛失された場合、再発行もできますので健康管理課へご連絡ください。

\*身体障害者手帳1級のあるかたは、手帳の写し(氏名、障がいの名、等級が分かる部分)をお持ちください。

\*予防接種の対象要件に該当するかたで、東日本大震災による原発避難者特例法に基づく指定市町村から秋田市へ避難しているかたは接種券が必要です。

### 問い合わせ

健康管理課 ☎(883)1179





# みんなで防ごう！インフルエンザ

インフルエンザは、子どもが発症するとまれに急性脳症を、高齢のかたや免疫力の低下しているかたが発症すると、肺炎を伴うなど重症になる場合もあります。  
インフルエンザに負けない正しい予防法を身につけ、健康に過ごしましょう。

## ▼インフルエンザの感染経路



インフルエンザウイルスに感染した人の、咳やくしゃみから出る小さな水滴(飛沫)に混じるウイルスを直接吸い込み感染する。



ドアノブや電気のスイッチなどに付着したウイルスが後から触った人の手に付着し、鼻や口などの粘膜から侵入し感染する。

から侵入し感染する。



### 1 飛沫感染対策！ 咳エチケット

- ◆咳やくしゃみを他の人に向けて発しない
- ◆咳やくしゃみが出る時はできるだけマスクをする。マスクは毎日使い捨てる不織布製のものが推奨されています
- ◆手のひらで咳やくしゃみを受け止めたときはすぐに手を洗う
- ◆鼻汁、痰を含んだティッシュはすぐにフタ付きのごみ箱に捨てるか、ビニール袋に入れて密封する



### 2 接触感染対策！ 手洗い

流水と石けんによる手洗いは手指についたウイルスを除去するために有効な方法で、インフルエンザに限らず感染予防の基本です。インフルエンザウイルスには、アルコール製剤による手指消毒も効果があります。

- ◆正しい手洗い法
- ①流水で両手を十分に濡らす



- ②石けんを泡立て、手首から5センチ上まで15〜30秒間もみ洗い
- ③手のひらと手の甲をこすり洗い
- ④汚れがつきやすい指先、爪は入念に、指の間、親指、手首も忘れない
- ⑤指先を上に向けて、流水で洗い流す
- ⑥洗った手は、よく乾いた清潔なタオルで拭く



### 3 適度な湿度を保ち のどの乾燥を守る

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。特に乾燥した室内では、加湿器などを使って適度な湿度(50〜60%)を保つことも効果的です。



### 4 十分な休養と バランスのとれた 栄養をとる

人ごみへの  
不要不急な外出は  
避ける



### 6 流行前に 予防接種を受ける

インフルエンザの予防接種は、発症した場合の症状軽減の効果が期待できます。また、発症を一定程度抑える効果も認められています。

す。予防効果の期間は、接種した2週間後から5か月程度と考えられています。

秋田市では65歳以上のかた、60歳以上65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器の機能などの障がいや「身体障害者手帳1級」をお持ちのかたを対象に、インフルエンザ予防接種を10月から来年2月まで実施しています。詳しくは、広報あきた10月4日号8ページまたは市ホームページをご覧ください。広報ID番号 1005581

## インフルエンザにかかったら



- ◆具合が悪ければ早めに医療機関を受診しましょう
- ◆安静にして、休養をとりましょう。特に十分な睡眠が大切です
- ◆水分を十分に補給しましょう
- ◆薬は医師の指示に従って正しく服用しましょう

発病前日から発病後3〜7日間はウイルスを排出するといわれ、そのウイルス量は解熱とともに減少しますが、解熱後もウイルスを排出するといわれています。

現在、学校保健安全法では「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としています。